

■盛岡市の給与・定員管理等について(平成29年4月1日)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

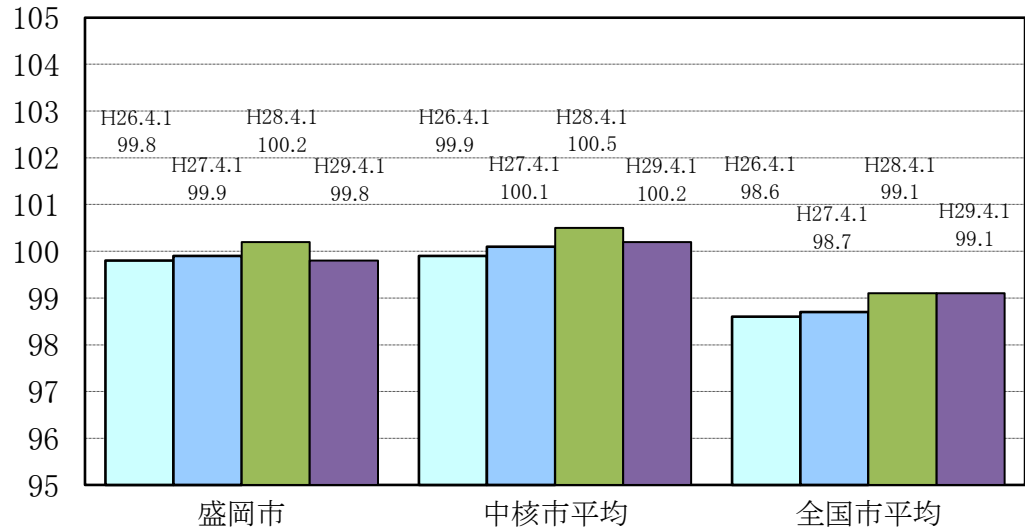
区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
28年度	人 292,795	千円 111,524,298	千円 1,279,631	千円 15,886,314	% 14.2	% 15.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 1,779	千円 6,734,337	千円 1,456,079	千円 2,593,701	千円 10,784,117	千円 6,062	千円 6,401

- (注)1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は平成28年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日
【内容】一般行政職の給料表については、岩手県の見直し内容を踏まえ、平均0.8%の引下げを行いました。また、激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

②地域手当の見直し

国基準の支給率0%と同様、盛岡市でも支給率0%としています。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当の新設及び単身赴任手当の見直しについて、岩手県に準じた内容で実施しました。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
盛岡市	41.6 歳	312,232 円	381,442 円	340,486 円
岩手県	43.7 歳	326,749 円	395,142 円	356,204 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
中核市	41.8 歳	319,632 円	404,999 円	365,205 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
盛岡市	48.8 歳	253 人	327,598 円	355,844 円	348,913 円	—	—	—	—
うち用務員	49.3 歳	83 人	331,877 円	357,200 円	353,508 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.72
うち清掃職員	50.3 歳	34 人	334,706 円	383,135 円	362,333 円	廃棄物 処理業	45.7 歳	293,000 円	1.31
うち学校給食員	47.8 歳	81 人	319,283 円	342,189 円	340,334 円	調理士	42.3 歳	206,600 円	1.66
うち 自動車運転手	50.0 歳	27 人	337,580 円	374,111 円	357,419 円	自家用乗用 自動車運転者	54.5 歳	218,900 円	1.71
岩手県	51.4 歳	276 人	322,297 円	353,800 円	339,687 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
中核市	49.1 歳	250 人	330,593 円	387,927 円	363,718 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
盛岡市	—	—	—
うち用務員	5,812,700 円	2,818,600 円	2.06
うち清掃職員	6,117,420 円	4,023,000 円	1.52
うち学校給食員	5,569,968 円	2,802,300 円	1.99
うち 自動車運転手	6,008,232 円	2,988,900 円	2.01

※民間データは，賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成26年度～28年度の3カ年平均)
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり，年齢，業務内容，雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは，それぞれの平均給与月額を12倍したものに，公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	44.4 歳	395,067 円	455,993 円
岩手県	45.2 歳	381,720 円	438,275 円
中核市	46.4 歳	389,460 円	457,528 円

(注) 1 「平均給料月額」とは，平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また，「平均給与月額(国比較ベース)」は，比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当を除いたもの)で算出したものです。
3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは，給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		盛岡市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	179,800 円	179,800 円	178,200 円
	高校卒	147,400 円	147,400 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	144,800 円	144,800 円	—
	中学卒	132,900 円	136,700 円	—
教育職(高等学校教育職)	大学卒	201,300 円	201,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,436 円	355,280 円	375,594 円	398,481 円
	高校卒	229,657 円	326,960 円	349,511 円	373,075 円
技能労務職	高校卒	— 円	295,671 円	312,283 円	324,317 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	320,538 円
教育職(高等学校教育職)	大学卒	314,895 円	401,349 円	423,176 円	443,650 円

(注)技能労務職(中学卒)の経験年数10年・20年・25年、同(高校卒)の経験年数10年に相当する該当者はいません。

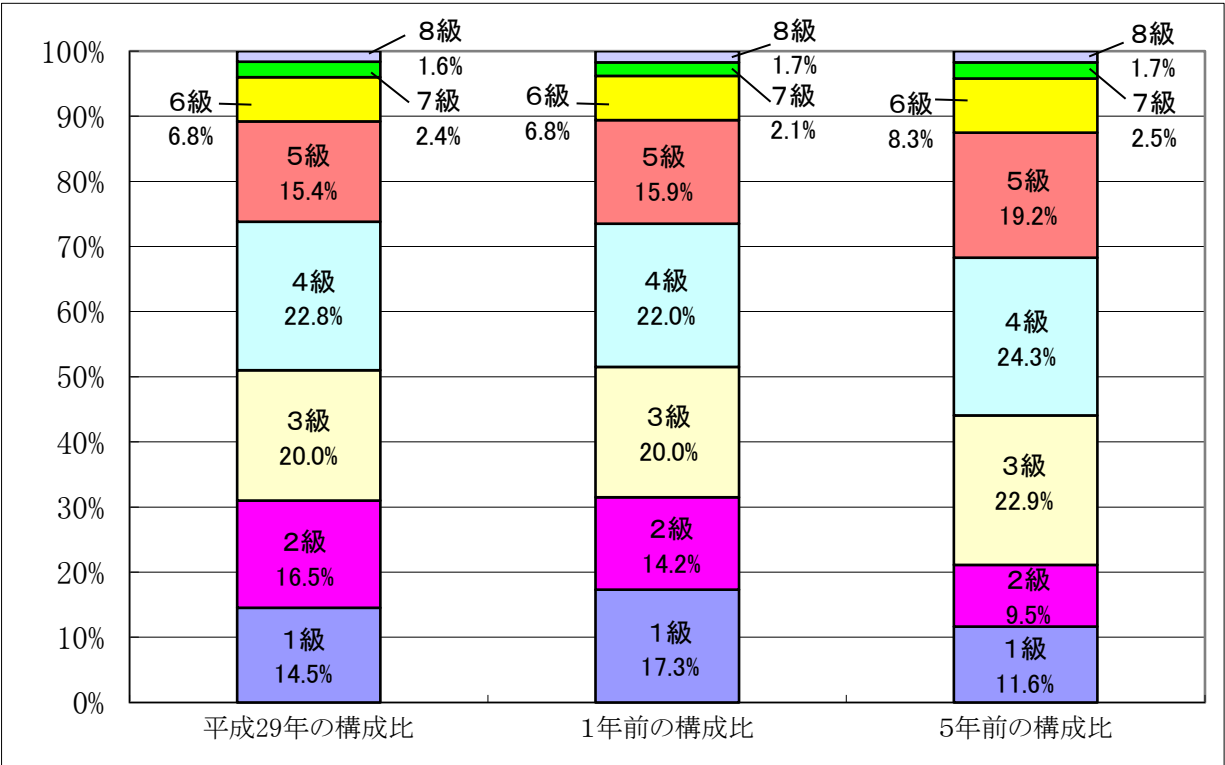
3 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	159	14.5%	142,900 円	248,800 円
2 級	主事, 技師	181	16.5%	193,400 円	306,100 円
3 級	主任, 主査	220	20.0%	229,900 円	352,300 円
4 級	主査, 係長	251	22.8%	263,400 円	386,800 円
5 級	副主幹, 室長, 課長補佐	169	15.4%	289,700 円	396,700 円
6 級	課長, 主幹	75	6.8%	320,600 円	411,100 円
7 級	次長, 参事	26	2.4%	365,100 円	448,100 円
8 級	部長, 監	18	1.6%	411,000 円	472,000 円
合 計	—	1,099	100.0%		

(注)1 盛岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(盛岡市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位，標準，下位の区分		○	○	○	○
上位，標準の区分					
標準，下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

盛 岡 市		岩手県		国	
1人当たり平均支給額(平成28年度)		1人当たり平均支給額(平成28年度)		—	
1,489 千円		1,784 千円			
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分	2.60 月分	1.70 月分
(1.45) 月分	(0.8) 月分	(1.45) 月分	(0.8) 月分	(1.45) 月分	(0.8) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階，職務の級等による加算措置		職制上の段階，職務の級等による加算措置		職制上の段階，職務の級等による加算措置	
・役職加算 5％～20％		・役職加算 5％～20％		・役職加算 5％～20％	
		・管理職加算 15％～25％		・管理職加算 10％～25％	

(注) ()内は，再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(盛岡市)

平成29年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位，標準，下位の成績率		○	○	○	○
上位，標準の成績率					
標準，下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2)退職手当(平成29年4月1日現在)

盛 岡 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20％)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45％)	
1人当たり平均支給額	3,318 千円	22,058 千円	—	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は，前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		3,733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		1,244,240 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
盛岡市	0 %	0 人	0 %
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16.0 %	1 人	16.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		99.8	
(ラスパイレス指数)		(99.8)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4)特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		26,771 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		89,235 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		17.3 %		
手当の種類(手当数)		13 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
賦課徴収手当	・納税課又は健康保険課に勤務し、市税徴収事務に従事した職員	・市税徴収事務	4,850千円	・1日400円
	・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うものに従事した職員	・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うもの		・1日400円
社会福祉業務手当	・福祉事務所に勤務し、社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員	・要保護者に対する面接、調査、生活指導等に関する業務	3,425千円	・1日400円
	・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うものに従事した身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うもの		・1日400円
	・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く)した職員	・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く)		・1件2,600円
清掃業務手当	資源循環推進課及び清掃事業施設(クリーンセンター、収集センター、リサイクルセンター及び玉山廃棄物処分場)に勤務する職員	・ごみ焼却、ごみ埋立又はごみ破碎業務に直接従事	5,113千円	・1日400円 (三交代制勤務職員は、1勤務450
		・ごみの収集及び運搬業務に直接従事		・1日240円
		・ごみ処理施設に付設された汚水処理施設の槽内における清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事		・1日700円
		・ごみ焼却施設の炉内の清掃作業並びにごみ埋立施設の破碎機内の清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事		・1日650円

土木作業手当	道路管理課に勤務する職員	道路の整備作業に直接従事	248千円	1日190円
動物飼育手当	動物の飼育業務に従事する獣医師	動物の飼育業務	122千円	1日520円
特殊自動車運転手当	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事した職員	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事	102千円	1日350円(作業時間が4時間未満の場合は、1日210円)
土地買収等交渉手当	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体等との交渉を除く）に従事した職員	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体等との交渉を除く）に従事	541千円	1日330円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事	0千円	・30メートル以上の高所における作業 1日240円(作業時間が4時間未満1日150円) ・10メートル以上30メートル未満の高所における作業 1日160円(作業時間が4時間未満1日100円)
坑内作業手当	道路建設課、河川課又は玉山総合事務所建設課に勤務する職員	トンネルの坑内で掘削作業又は工事の監督、検査等に従事	0千円	・1日360円(作業時間が4時間未満1日210円) ・圧搾空気内で作業を行った場合1時間160円)
防疫等作業手当	(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症、狂犬病予防法に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護、感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事する職員 (2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事する職員 (3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事する職員 (4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲、犬の処分又は犬の薬殺の作業に従事する職員	(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症、狂犬病予防法に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護、感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事 (2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事 (3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事 (4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲、犬の処分又は犬の薬殺の作業に従事	43千円	日額 350円 日額 380円 日額 300円 日額 380円
と畜検査手当	と畜場法に基づく検査作業に従事すると畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査作業に従事	6千円	日額 520円
精神保健福祉業務手当	障がい福祉課、保健所又は玉山総合事務所健康福祉課に勤務する保健師で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導等で、精神障害者を訪問する業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導等で、精神障害者を訪問する業務に従事	73千円	日額 300円
衛生検査業務手当	保健所に勤務し、 (1)病理試験及び細菌検査に従事する職員 (2)化学的試験又は検査に従事する職員	病理試験及び細菌検査に従事 化学的試験又は検査に従事	364千円	日額 520円 日額 260円

(5)時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	664,134 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	395 千円
支給実績(平成27年度決算)	736,666 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	439 千円

(6)その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (月額:配偶者10,000円, 子1人当り 8,000円, 父母等1人当り6,500円) ※年齢等による加算あり	同じ	—	178,830 千円	224,943 円
住居手当	住宅を借り受け月額 12,000 円を 超える家賃を支払っている職員(月 額:27,000円以内)	同じ	—	138,872 千円	286,334 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し, 又は自動車等を使用している職員 (片道2キロメートル未満を除く)に 支給。 (月額:運賃相当額が55,000円まで は全額, 交通用具使用者は35,500 円以内。)	異なる	自動車等使用者 の支給距離区分と 手当月額	123,863 千円	65,191 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 支給。(月額93,700円以内。)	異なる	職務級に応じた手 当月額	113,187 千円	870,670 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し, やむを得ず 配偶者と別居し, 単身で生活する こととなった職員等で, 異動前の住 居から勤務所までの距離が60Km 以上の者に支給。(月額:30,000 円, 距離により加算有り)	異なる	距離区分及び月 額	4,128 千円	375,273 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する 勤務所に勤務する職員に支給。 (給料月額及び扶養手当額の合計 ×12/100以内)	異なる	国では6級地 (25/100)まで指定 しているが, 市は3 級地(12/100)まで である。	2,850 千円	189,996 円
休日勤務手当	休日において, 正規の勤務時間中 に勤務することを命ぜられ, 勤務し た職員に支給。(1時間:勤務1時 間当たりの給与額×135/100)	同じ	—	21,685 千円	42,829 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として, 午後10時 から翌日の午前5時までの間に勤 務することを命ぜられ勤務した職 員に支給。(1時間:勤務1時間当 たりの給与額×25/100)	同じ	—	4,249 千円	121,498 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び 休日等に, 本来の勤務に従事しな いで, 庁舎や設備等の保全を目的 とする勤務を行った場合に支給。 (勤務1回:5,800円)	異なる	国では4,200円	0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員 が, 臨時又は緊急の必要等により 週休日又は休日等に勤務した場 合, 若しくは災害への対処その他 の緊急の必要により週休日又は休 日等以外の日の午前零時から午 前5時までの間の正規の勤務時間 以外の時間に勤務した場合に支 給。(勤務1回:4,000円～18,000 円)	異なる	国では4,300円～	93 千円	15,500 円
寒冷地手当	基準日(11月から3月までの各月の 初日)に在職する職員(東京事務所 に勤務する職員を除く)に支給。(月 額:7,360円～17,800円)	同じ	—	111,464 千円	62,974 円

災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて滞在することを要するものに対し支給。(月額3,970円～6,620円)	同じ	—	0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 教職調整額	盛岡市立高校、盛岡市立幼稚園の教員に支給。(月額:15,900円以内)	—	—	4,412 千円	63,939 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等	(参考)中核市における最高/最低額
給料	市長	1,138,000 円	1,206,000円／722,400円
	副市長	882,000 円	974,000円／669,800円
報酬	議長	711,000 円	827,000円／613,000円
	副議長	645,000 円	748,000円／555,000円
	議員	617,000 円	700,000円／510,000円
期末手当	市長	(平成28年度支給割合)	
	副市長	3.25 月分	
	議長	(平成28年度支給割合)	
	副議長	3.25 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.58	(1期の手当額) 31,681,920 (支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.33	13,970,880 任期ごと

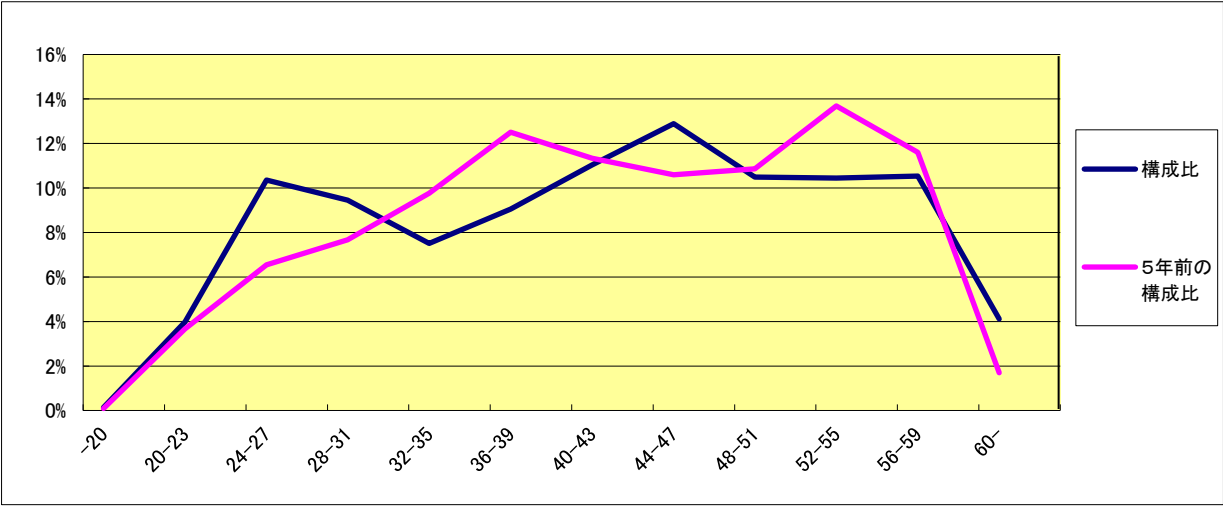
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成29年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	379	421	△ 42	国体推進局の廃止
		税務	117	115	2	被災地への職員派遣等の増
		民生	298	312	△ 14	保育園の民間委譲
		衛生	192	197	△ 5	ごみ焼却運転業務委託
		労働	3	3	0	
		農林水産	69	68	1	第1次・第2次及び第3次産業の連携施策の推進
		商工	37	36	1	新産業等用地整備
		土木	249	249	0	
		計	1,359	1,416	△ 57	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.54 人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 44.47 人)
	教育部門	362	363	△ 1	城内小学校閉校に伴う減	
	消防部門					
	小 計	1,721	1,779	△ 58	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.94 人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 61.86 人)	
公営会計業務等門	病院	219	218	1	診療体制充実に伴う医師の増	
	上下水道	200	199	1	水利権更新に係る増	
	その他	71	72	△ 1	被災地への職員派遣等の増	
	小 計	490	489	1		
合 計			2,211 [2,274]	2,268 [2,328]	△ 57 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.72 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、地方公務員法第28条の5の規定に基づく再任用短時間勤務職員は除きます。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 3	人 88	人 229	人 209	人 166	人 200	人 244	人 285	人 232	人 231	人 233	人 91	人 2,211

(3) 職員数の推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,399人	1,383人	1,401人	1,415人	1,416人	1,359人	△ 40 人 (△ 2.9 %)
教育	393人	386人	375人	371人	363人	362人	△ 31 人 (△ 7.9 %)
普通会計計	1,792人	1,769人	1,776人	1,786人	1,779人	1,721人	△ 71 人 (△ 4.0 %)
公営企業等会計計	481人	475人	469人	483人	489人	490人	9 人 (1.9 %)
総合計	2,273人	2,244人	2,245人	2,269人	2,268人	2,211人	△ 62 人 (△ 2.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B		
28年度	千円 13,371,392	千円 2,423,526	千円 1,675,484	% 12.5	% 12.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・奨励手当	計 B	
28年度	199	千円 778,070	千円 148,226	千円 298,324	千円 1,224,618	千円 6,154

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
盛岡市上下水道局	41.8 歳	399,025 円	543,866 円
団体平均(水道事業)	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
団体平均(下水道事業)	43.3 歳	340,980 円	510,993 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況
ア 期末手当・勤勉手当

盛岡市上下水道局	団体平均
1人当たり平均支給額(平成28年度)	1人当たり平均支給額(平成28年度)
1,600 千円	水道事業 1,482 千円 下水道事業 1,474 千円
(平成28年度支給割合)	(平成28年度支給割合)
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	期末手当 - 月分 (-) 月分
奨励手当 1.70 月分 (0.80) 月分	勤勉手当 - 月分 (-) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	-
5～20%(市と同じ)	-

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

盛岡市上下水道局	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 - 月分 - 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 - 月分 - 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 - 月分 - 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 - 月分 - 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2～20%(市と同じ)	-
1人当たり平均支給額 - 千円 21,480 千円	1人当たり平均支給額(水道事業) 10,251 千円 1人当たり平均支給額(下水道事業) 7,291 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)				3,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)				24,952 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)				64.8 %	
手当の種類(手当数)				9種類	
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
作業手当	交代制勤務手当	浄水場において交代制勤務に従事した職員		0千円	日額 400円
	有害物取扱手当	水質管理センターにおいて有害化学物質等を取扱う業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		202千円	日額 260円
	滞納整理手当	料金の滞納整理業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		0千円	日額 400円
	土地買収等交渉手当	土地、家屋その他の物件の移転、買収若しくは補償又は土地境界査定のための現地における直接交渉（国、地方公共団体その他別に定める者との交渉を除く。）に従事した職員		18千円	日額 300円
	高所作業手当	地上又は水面上30メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		0千円	日額 240円 （作業時間 4 時間未満の場合は、150円）
0千円				日額 190円 （作業時間 4 時間未満の場合は、100円）	

作 業 手 当	坑内作業手当	トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員	圧搾空気内で行われた作業に従事した職員	0千円	1 時間 160円
			その他の作業に従事した職員	0千円	日 額 360円 (作業時間 4 時間未満の場合は、 210円)
	現場作業手当	浄水施設の工事若しくは維持管理の作業、配給水管等の工事若しくは維持管理の作業、応急給水作業又は量水器の修理点検の作業に従事した職員（緊急作業手当が支給される職員を除く。）	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この表において同じ。）に行われる作業に従事した職員	52千円	日 額 570円
			正規の勤務時間以外（深夜を除く。）に行われる作業に従事した職員	120千円	日 額 290円
			その他の時間に行われる作業に従事した職員	909千円	日 額 230円
	緊急作業手当	災害又は予測し難い事故の発生により緊急に処理する必要が生じたことにより正規の勤務時間以外に行われる作業等に従事した職員	深夜に行われる作業等に従事した職員	59千円	日 額 1, 060円
			正規の勤務時間以外（深夜を除く。）に行われる作業等に従事した職員	136千円	日 額 880円
	下水道業務手当	下水道施設管理課に勤務し下水道業務に直接従事した職員	下水道の維持管理業務又は当該業務計画書の作成のための実地調査に従事した職員	1, 698千円	日 額 410円
			水質検査業務に従事する職員	24千円	日 額 260円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	65,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	363 千円
支給実績(平成27年度決算)	61,950 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	359 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	市と同じ			24,780 千円	227,335 円
住居手当	市と同じ			13,853 千円	282,696 円
通勤手当	市と同じ			11,714 千円	67,710 円
管理職手当	市と同じ			10,734 千円	894,500 円
単身赴任手当	市と同じ			576 千円	192,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として 午後10時から午前5時 まで勤務(25/100)	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	市と同じ			155 千円	22,143 円
宿日直手当	勤務1回 11,900円	異なる	勤務1回あ たりの単価 が異なる	4,344 千円	310,250 円
寒冷地手当	市と同じ			12,932 千円	71,843 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
28年度	千円 3,956,933	千円 △ 123,635	千円 2,131,914	% 53.9	% 52.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る給与費はありません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・奨励手当	計 B	
28年度	213	千円 797,808	千円 356,389	千円 308,209	千円 1,462,406	千円 6,866

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	46.5 歳	492,840 円	1,456,044 円
看護師	36.1 歳	292,606 円	449,899 円
事務職員	43.3 歳	341,458 円	516,042 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

盛岡市立病院				団体平均			
1人当たり平均支給額(平成28年度)				1人当たり平均支給額(平成28年度)			
1,451 千円				1,364 千円			
(平成28年度支給割合)				(平成28年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.70 月分		－ 月分		－ 月分	
(1.45) 月分		(0.80) 月分		(－) 月分		(－) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				－			
5～20% (市と同じ)							

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

盛岡市立病院			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	41.325 月分	49.59 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 割増率2～20%(市と同じ)		その他の加算措置	-	
1人当たり平均支給額	2,038 千円	24,555 千円	1人当たり平均支給額	4,763 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)			84,033 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)			454,236 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)			91.5 %	
手当の種類(手当数)			4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
医事薬事業務手当	診療、病理細菌の検査若しくは研究又は薬事の試験等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師		45,937千円	○医師及び歯科医師 ・基本額 給料月額100分の20を乗じた額に1万2,000円を加算した額 ・役付職員加算額 副院長 5万円 診療部長 4万円 手術部長、医療支援部長、地域医療連携室長、科長及び医長 2万円 ・経験年数加算額 経験年数に応じ、11万5,000円以内の額 ・当直等診療加算額 副院長、診療部長、手術部長、医療支援部長及び地域医療連携室長 宿日直及び深夜診療の時間1時間につき 2,000円以内の額 ただし、16万5,000円から役付加算額及び経験年数加算額を減じた額を限度 ○薬剤師 薬剤部長 2万4,000円 その他の職 1万3,000円
病院勤務手当	病院に勤務する職員（医事薬事業務手当の支給を受ける職員を除く。）		12,795千円	○普通手当（勤務1月につき次の額） ・看護部長、副看護部長及び看護師長 5,300円 ・臨床検査副主幹、臨床検査主査、主任臨床検査技師、臨床検査技師、放射線副主幹、放射線主査、主任診療放射線技師及び診療放射線技師 7,800円 ・看護師長補佐、主任看護師、看護師、准看護師、理学療法主査、主任理学療法士、理学療法士、主任作業療法士、作業療法士、主任視能訓練士、視能訓練士、主任言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生主査、主任歯科衛生士及び歯科衛生士 4,700円（変則勤務職員にあっては、7,000円） ・看護の補助的業務に従事する職員 3,400円 ・栄養主査、主任栄養士及び栄養士 1,900円 ○特別手当 精神病棟又は感染症の患者が入院している病棟における勤務1月につき3,100円
夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において看護等の業務に従事したとき	25,074千円	勤務1回につき次の額 ・深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,300円 ・深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 ・深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円 （交通機関使用の場合は、加算措置あり）
地域医療活動手当	地域医療活動に従事する医師、歯科医師及び薬剤師 地域医療活動とは、市立病院が委託契約等を締結して行う次に掲げるもの ・嘱託医 ・産業医 ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 ・市町村検診医 ・その他委託契約等を締結したもの		227千円	○医師及び歯科医師 対象数に応じ、勤務1回につき次の額 ・50人未満 1万1,000円 ・50人以上100人未満 1万7,000円 ・100人以上150人未満 2万2,000円 ・150人以上200人未満 3万3,000円 ・200人以上300人未満 4万4,000円 ・300人以上 5万5,000円 ○薬剤師 勤務1回につき次の額 ・薬剤部長 1万1,000円 ・薬剤副主幹 7,900円 ・その他の職員 7,500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	84,198 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	423 千円
支給実績(平成27年度決算)	97,798 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	491 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
初任給調整手当	市と同じ			66,376 千円	3,017,104 円
扶養手当	市と同じ			15,698 千円	180,446 円
地域手当	市と同じ			21,839 千円	909,987 円
住居手当	市と同じ			15,166 千円	291,658 円
通勤手当	市と同じ			10,312 千円	53,711 円
休日勤務手当	市と同じ			3,601 千円	163,684 円
夜間勤務手当	市と同じ			13,408 千円	142,646 円
宿日直手当	市と同じ			9,512 千円	279,779 円
管理職手当	市と同じ			3,894 千円	778,800 円
寒冷地手当	市と同じ			12,781 千円	62,348 円